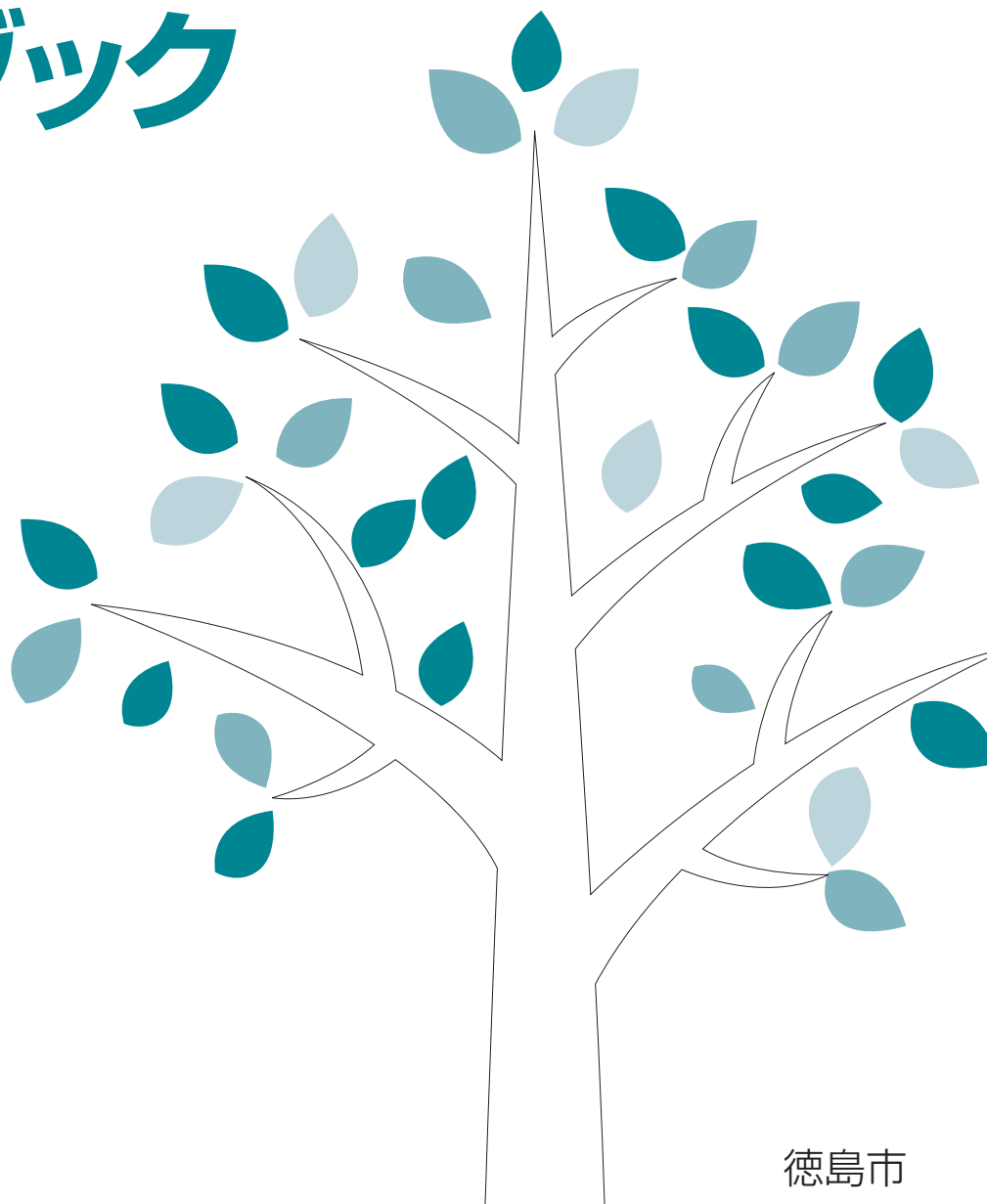


事業所の 環境活動推進 ガイドブック



はじめに

大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルと経済活動の拡大は、私たちに便利で快適な暮らしをもたらしましたが、その一方で、化石燃料を中心としたエネルギーの過度の使用は、資源の枯渇や地球温暖化など世界規模での環境問題を引き起こしています。

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる環境問題であり、将来世代に深刻な影響を与えるものです。地球温暖化が、主に人間の活動が生み出す温室効果ガスによってもたらされていることは、もはや疑う余地がないといわれています。

私たちは、大量の二酸化炭素を排出し、大量生産・大量消費・大量廃棄を続ける経済社会から、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」を統合した「持続可能な社会」へと変革していく必要があります。

持続可能な社会を構築していくためには、社会を構成するすべての主体がそれぞれの立場に応じた環境への取組を行い、事業者においては事業活動の中で、省エネルギー、省資源、廃棄物削減等の環境への配慮が求められています。

このガイドブックでは、事業所で環境活動を進めていくための手順と環境に配慮した取組について紹介しています。環境への負荷を低減し、環境に配慮した事業活動を行うための参考としてご活用ください。



目次

1 環境に配慮した取組の必要性	1
1-1 地球温暖化とは	2
1-2 徳島市の温室効果ガス排出量	3
1-3 事業所で環境に配慮した取組を実施するメリット	4
地球温暖化に対する意識・省エネルギー行動についてのアンケート結果（抜粋）①	6
2 環境配慮の進め方	7
2-1 PDCA サイクル	8
2-2 はじめよう -計画 Plan-	8
2-3 やってみよう -実施 Do-	9
2-4 点検しよう -確認・評価 Check-	10
2-5 総合的な見直しをしよう -見直し Action-	11
地球温暖化に対する意識・省エネルギー行動についてのアンケート結果（抜粋）②	12
3 省エネルギー対策	13
3-1 照明設備	14
3-2 空調設備	16
3-3 OA 機器	17
3-4 デマンド監視	18
3-5 自動車	19
4 廃棄物の削減・リサイクルの推進	21
4-1 廃棄物（一般廃棄物）の削減	22
4-2 リサイクルの推進	23
4-3 紙のリサイクル	24

5	節水の実組	25
6	グリーン購入の推進	27
7	環境マネジメントシステム	31
	7-1 環境マネジメントシステムとは.....	32
	7-2 エコアクション21	32
8	国等の各種支援制度	35
9	付 録 環境負荷チェックシート	39
	9-1 毎月のエネルギーの使用量をチェックしましょう.....	40
	9-2 事業活動に伴い排出されるCO ₂ を把握しましょう	41
	9-3 廃棄物の量を把握しましょう.....	42
	9-4 水使用量を把握しましょう.....	42
	9-5 グリーン購入調達状況を把握しましょう.....	42

1

環境に配慮した取組の必要性

1-1 地球温暖化とは

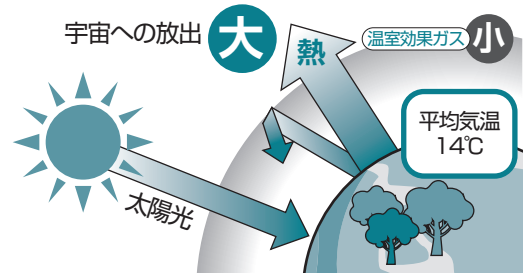
地球温暖化は人類の生存基盤に関わる環境問題であり、将来世代に深刻な影響を与えるものです。地球温暖化が、主に人間の活動が生み出す温室効果ガスによってもたらされていることは、もはや疑う余地がないといわれています。

地球温暖化のメカニズム

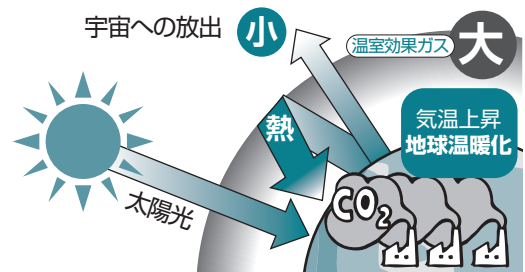
現在の地球の平均気温は約14℃に保たれています。これは、二酸化炭素や水蒸気などの「温室効果ガス」のはたらきによるものです。もし、温室効果ガスが全く存在しなければ、地球の平均気温は-19℃になるといわれています。このように、温室効果ガスは生物が生存するために不可欠なものです。

しかし、1750年ごろから始まった産業革命以降、人間は石油や石炭などの化石燃料を大量に燃やして使用することで、大量の二酸化炭素を排出するようになりました。このため、温室効果ガス、特に二酸化炭素が増えすぎて、大気中に熱がこもり、地表面の温度が上昇しています。これが「地球温暖化」です。

■温室効果ガスの量がちょうどよい場合



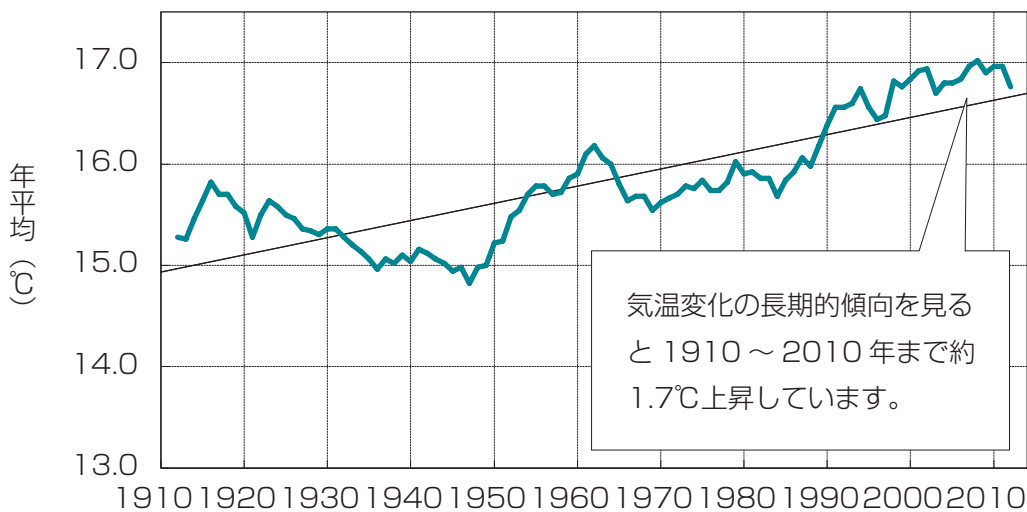
■温室効果ガスの量が多すぎる場合



IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書によると、1880年から2012年の間で世界の平均気温は0.85℃上昇しました。また、将来の予測では21世紀末までに世界の平均気温は最大で4.8℃上昇すると予測されています。

地球温暖化が進むことで、異常気象の増加、海水面の上昇、生態系の変化など、私たちの生活や地球環境に深刻な影響を与えると予測されています。

徳島市の年平均気温の推移（1910-2010）



徳島地方気象台の観測によると、徳島市の年平均気温は100年で約1.7℃上昇しています。

1-2 徳島市の温室効果ガス排出量

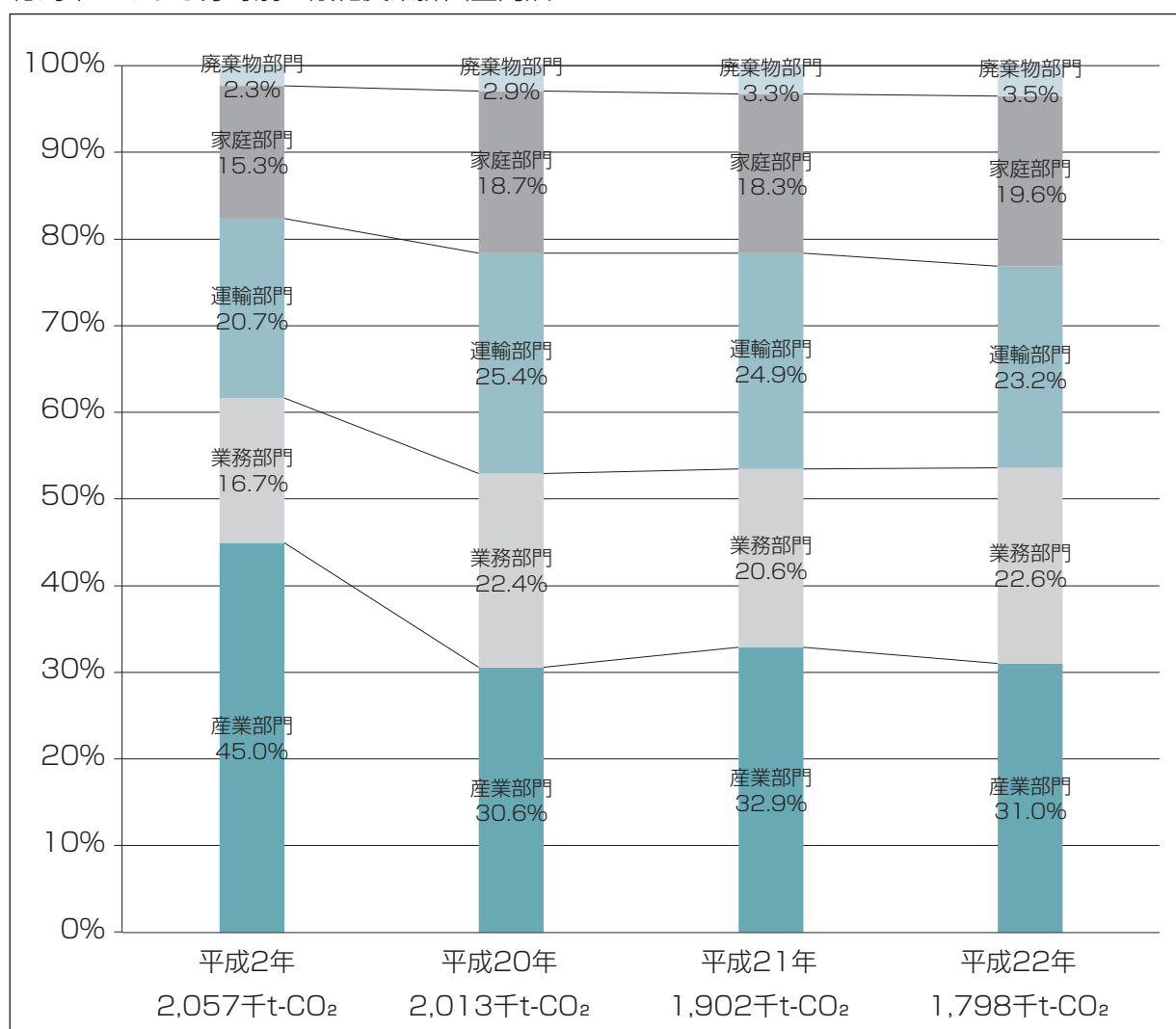
徳島市域から排出される温室効果ガスの総排出量は187万8千トン（平成22年度実績）で、このうち二酸化炭素（179万8千トン）が総排出量の約96%を占めています。

平成22年度の徳島市から排出される二酸化炭素について部門ごとに見てみると、**産業部門（工場など）は約31%、業務部門（オフィス・店舗など）は約23%となっており、事業所から排出される二酸化炭素は、市域から排出される二酸化炭素の約54%を占めています。**

（単位：千トン-CO₂）

	平成2年	平成20年	平成21年	平成22年
二酸化炭素	2,057	2,013	1,902	1,798
産業部門	925	616	626	558
業務部門	344	450	391	407
運輸部門	426	512	473	418
家庭部門	314	376	349	353
廃棄物部門	48	59	62	63
二酸化炭素以外のガス	83	81	85	80
温室効果ガス（合計）	2,139	2,094	1,987	1,878

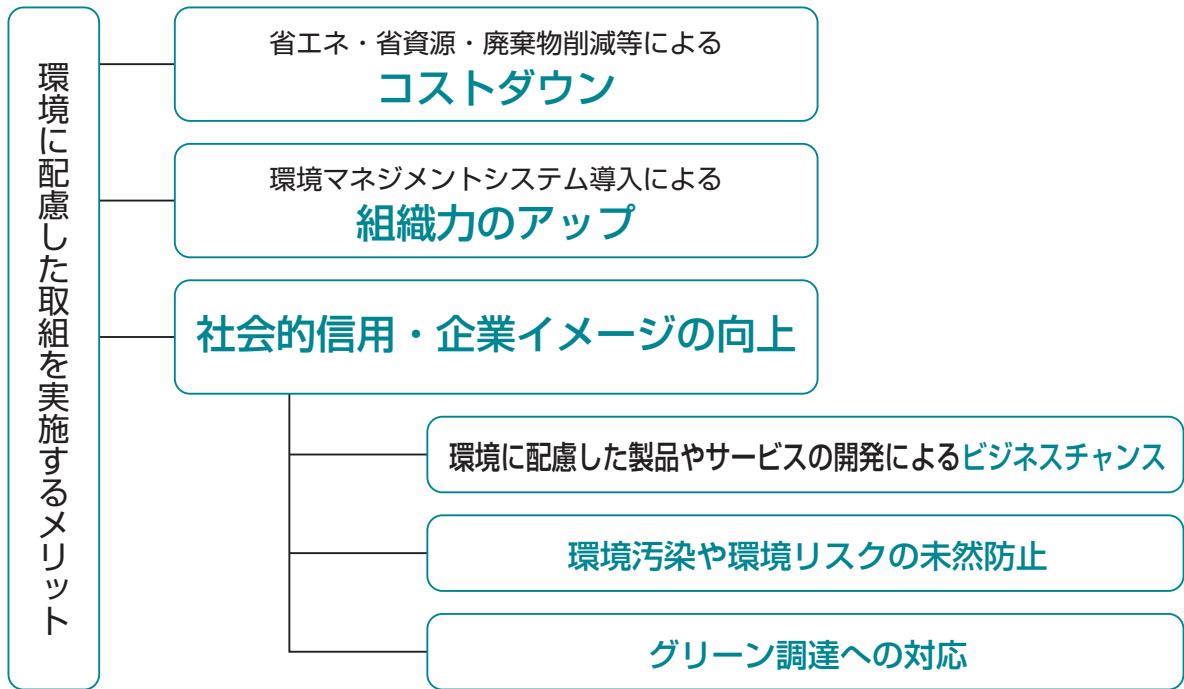
徳島市における分野別二酸化炭素排出量内訳



1-3 事業所で環境に配慮した取組を実施するメリット

事業所において、製品、サービスを含むすべての事業活動の中で、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減等の環境への取組を自主的に進めていくことが求められています。

事業者が環境に配慮した取組を積極的に実践することは、次のようなメリットがあります。



メリット1 コストダウン

省エネルギー、省資源、廃棄物の削減等に取り組むことは、主要な経費のコストダウンにつながります。

省エネルギー
に取り組むと

電気料金、燃料などのエネルギー費用の削減

エネルギーの節約や効率的な利用が可能になります。

省資源
に取り組むと

原材料等のコストの削減

製品の小型・軽量化、包装の簡素化、水使用量の削減等に取り組むことで、原材料費や水道料金が削減できます。

廃棄物の削減
に取り組むと

歩留りの向上、廃棄物処理費用の削減

リデュース、リユース、リサイクル（3R）を推進することで、事業所から出る廃棄物量を削減できます。生産工程で不良品を出さない取組や販売で売れ残り商品を少なくする取組は、歩留りの向上につながります。

メリット2 組織力のアップ

事業所で環境に配慮した取組を推進することは、従業員の目標管理や問題点の改善意識の定着に役立ち、組織力のアップにつながります。

環境に配慮した取組
を推進すると

環境マネジメントによる効果により組織力アップ

- ・ 事業所の全員で取り組む
- ・ 取組の目標や目標達成手段が明確になる
- ・ 決められたルール（法令順守・社内基準）に基づいて行動できる
- ・ 取組の結果を定期的に確認、評価できる
- ・ 目標が達成できなかった場合は、原因を明らかにできる
- ・ 日々の取組を積み重ねることで、年々継続的に改善できる

メリット3 社会的信用・企業イメージの向上

環境に配慮した経営は、企業の社会的責任であるとの意識が一般化するとともに、取引先に対しても環境配慮を求める企業が増えてきています。

事業所の環境への取組をアピールすることで、取引先、消費者、地域社会、行政機関等からの信頼性が向上し、事業者のイメージ、ブランド力のアップにつながるとともに、取引先からの要請に応えることで、継続的な取引につながります。



地球温暖化に対する意識・省エネルギー行動についてのアンケート結果（抜粋）①

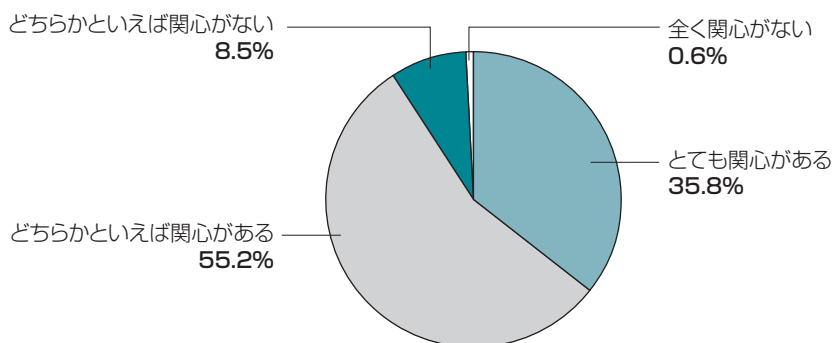
【アンケート実施概要】

徳島市では、徳島市域における温室効果ガス排出量の削減を目指し、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するための計画である「第2次徳島市地球温暖化対策推進計画」の策定のための作業を進めています。その中で、検討資料として、市民・事業者に地球温暖化に対する意識や省エネルギー行動についてアンケートを実施しました。

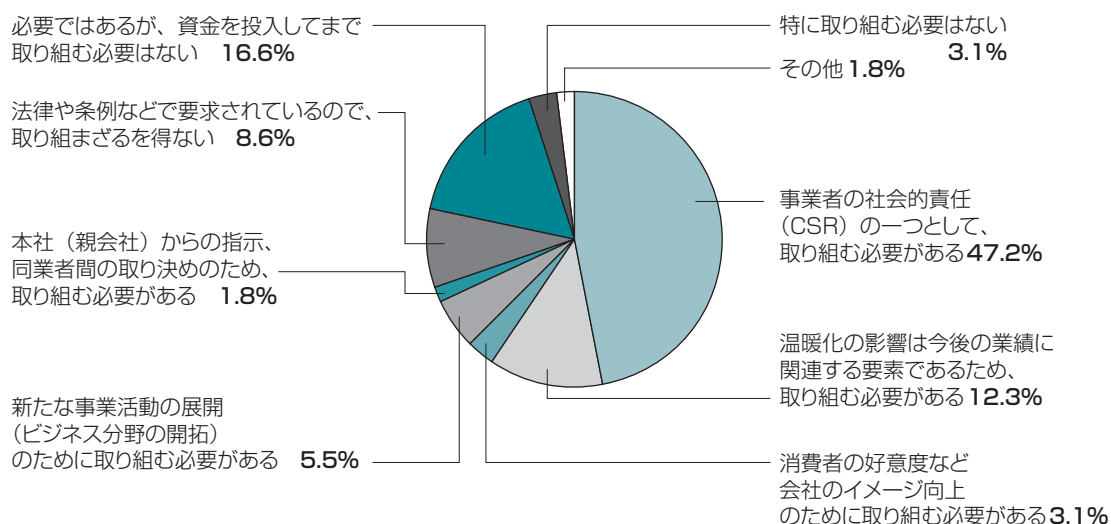
- ・実施期間 平成25年2月
- ・調査対象 事業者 徳島市内に本店・支店・営業所を有する事業者500社
- ・回収率 34.1%

事業者アンケートの集計結果（抜粋）

地球温暖化問題の関心度について



事業活動における地球温暖化防止の取組についてどのようにお考えですか



地球温暖化に関心があり、温暖化対策に取り組む必要性を感じている事業者が多いんだね。

12ページに続く

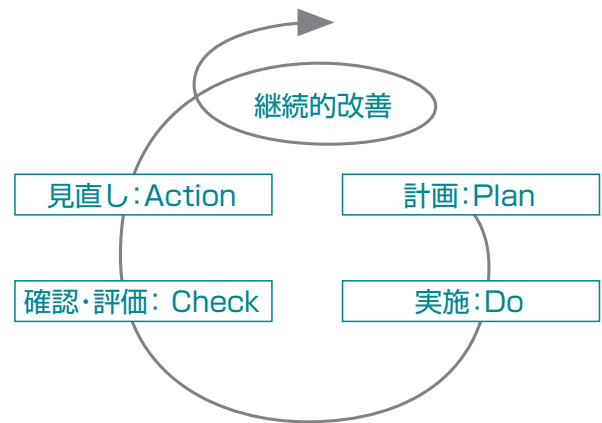
2

環境配慮の進め方

2-1 PDCAサイクル

環境に配慮した取組で成果をあげるには、取組を効率的、効果的に実施するための仕組み（システム）が必要です。

その一つとして、目標を達成し、継続的な改善をしていく『PDCAサイクル』があります。自らの事業活動や製品・サービスによる環境への影響、またその可能性を把握し、環境への配慮の方針・目標や計画を立て（Plan）、その実現に向けた環境への配慮を実行し（Do）、その達成度を点検し（Check）、見直し・改善する（Action）というものです。

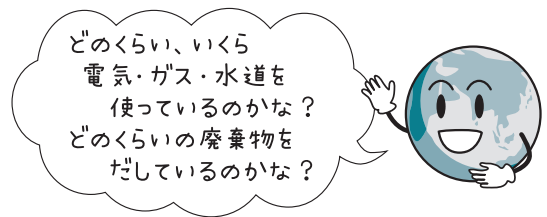



2-2 はじめよう ー計画 Planー

Step 1 現状の把握をしましょう

環境への取組を行うには、まず、自らの事業活動に伴い環境への負荷がどれだけ発生しているのかを知ることが重要です。

毎月、毎年、事業所のどこでどれだけのエネルギーや原材料を使っており、自分たちの仕事が環境にどんな影響があるのか、その量はどのくらいなのかを調べ、現状を確認します。



項目	把握する内容	活用する資料・データ
エネルギー	電気、ガス、重油、水道、自動車の燃料などの使用量	納品書・請求書・伝票など
廃棄物	一般廃棄物の排出量	計量 (1個あたりごみ袋重量) × (ごみ袋個数) 
	産業廃棄物の排出量	マニフェスト伝票
グリーン調達・購入	事務用品の購入、原材料の調達	仕入先伝票・納品書・領収書

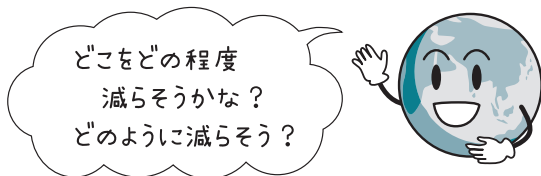
※環境負荷を把握するためのチェックシートが39～42ページにありますので、コピーして御活用ください。

※環境省エコアクション21ガイドライン2009年版(改訂版)別表1「環境への負荷の自己チェックシート」<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html>で温室効果ガスの算定等ができます。

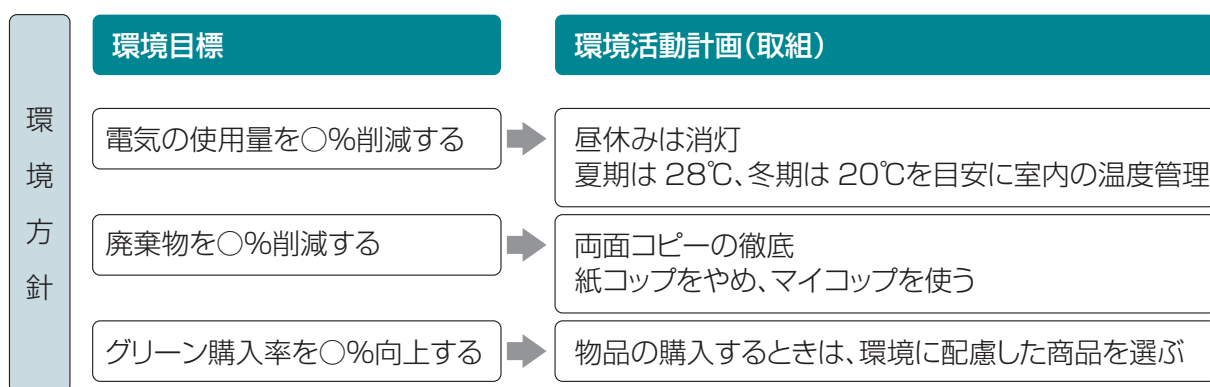
Step2 環境方針、環境目標と環境活動計画（取組）を立てましょう

『環境方針』では、事業所において環境に配慮した取組を全従業員参加で行っていく上での基本的な方向性を決めます。たとえば、「事業活動の中で、どのように環境負荷の低減ができるのか」、「事業活動の中で、地球環境にどのように貢献できるのか」などを示します。

次に、環境方針が決まったら、『環境目標』を設定します。コストが大きなエネルギーや原材料の削減、環境への影響が大きな排出物の削減など、事業所にとって重要と判断した事項について環境目標を設定します。そして、環境目標を達成するための環境活動計画（取組）を定めます。13～30ページの取組を参考にしてください。



例

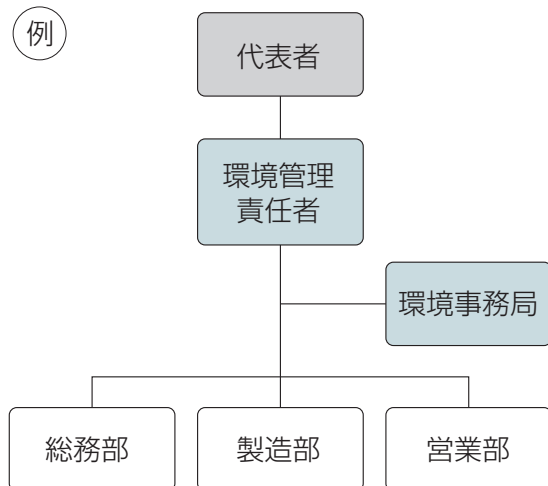


2-3 やってみよう ー実施 Doー

Step3 実施体制について考えましょう

目標を達成するため、実施体制を整備します。環境活動の取組を推進するために、各人の役割と責任を明らかにして従業員全員に周知します。

例



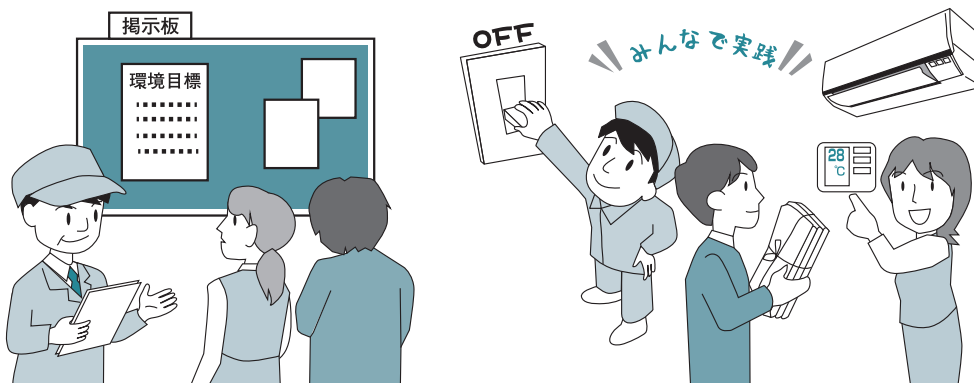
例

	役割・責任・権限
代表者（社長）	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営に関する統括責任 環境管理責任者を任命 環境方針の策定・見直し及び全従業員への周知 代表者による全体の評価と見直しを実施
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> 環境マネジメントシステムの構築、実施、管理 環境目標・環境活動計画書を確認 環境活動の取組結果を代表者へ報告
環境事務局	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理責任者の補佐 環境負荷のチェック及び環境への取組のチェックの実施 環境活動の実績集計
部門長	<ul style="list-style-type: none"> 部門における環境方針の周知 部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の報告 部門に必要なルールの作成及びルールによる実施 部門の問題点の発見、改善策の実施
全従業員	<ul style="list-style-type: none"> 環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

Step4 従業員全員で環境活動に取り組みましょう

環境方針や環境目標、環境活動（取組）について、朝礼や職場会議、掲示板などを利用し、従業員全員に周知します。

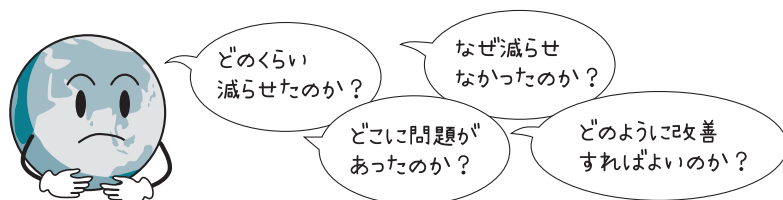
そして、目標を達成するため、ルールを作成したり決めたルールを掲示したりし、一人一人が意識できるように“見える化”を行い、従業員全員で環境活動（取組）に取り組みます。



2-4 点検しよう 一確認・評価 Check

Step5 「目標の達成」「取組の実施」について評価してみましょう

エネルギーの使用量や二酸化炭素排出量等の記録（環境負荷チェックシート）を基に、「目標」が達成できたか、また「取組」が実施できたかなど確認・評価をします。確認・評価した結果は、従業員全員に周知します。



“なぜ”を
3回
繰り返そう!

取組の実施、目標の達成ができなかったなどの問題があった場合

たとえば
よくあるのは

なぜ「取組の実施」「目標の達成」ができなかったのか問題の原因を突き止める

〇〇が達成できなかったのは **なぜ?** ▶ 全員に取組の **周知** ができていなかった。

ここでとどまらず、
さらに

周知ができなかったのは **なぜ?** ▶ 〇〇部門で〇〇長が **説明** していなかった。

さらに

役割が **認識** できていなかった。
〇〇長が説明していなかったのは **なぜ?** ▶ 全員が集まる **機会** がなかった。
説明事項が多すぎて、**見落** とした。

Step 6 どのように改善すればよいのか考えてみましょう

取組の実施や目標の達成ができなかった原因を調査し、同じ問題が再発しない対策をとります。どのように改善すればよいかは、従業員の提案・アイデアも募集しましょう。改善策についても全員に周知し、徹底しましょう。

また、表彰制度や提案システムなどを設け、従業員自らが主体的に環境活動を考えていくことができる仕組みづくりを整えることで、一層の意識高揚につながります。

問題点の着眼点

- ①今のやり方にムダ・ムリがないか?
- ②なんのためにこの仕事をしているか?
- ③なぜ人に聞かないとわからないか?
- ④疲れる仕事・危険な仕事はなにか?
- ⑤二度手間・三度手間はありますか?

従業員のアイデア



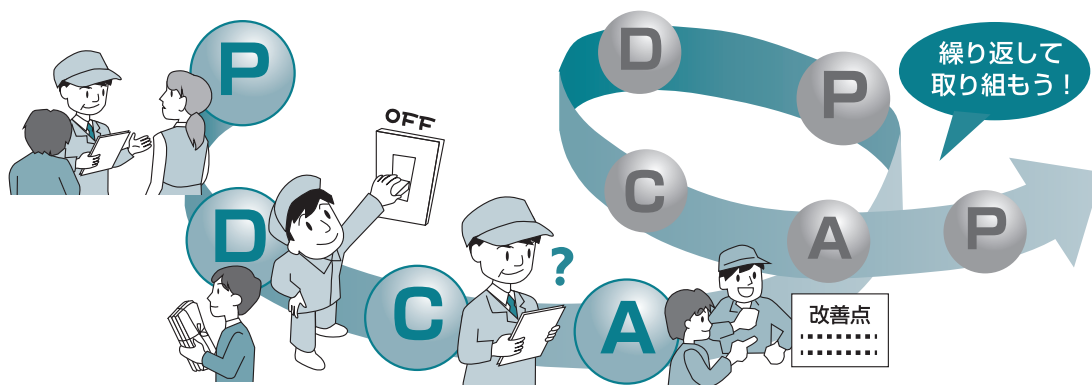
改善点の着眼点

- ①もっとわかりやすくできないか?
- ②もっと楽に・近くに・早くできないか?
- ③先に準備しておくことができないか?
- ④同時に、簡単にできないか?
- ⑤標準化・ルール化できないか?

2-5 総合的な見直しをしよう ー見直し Actionー

Step 7 継続的に環境目標の達成・環境活動計画の実施が進むよう、総合的な評価と見直しをしてさらなる改善を進めましょう

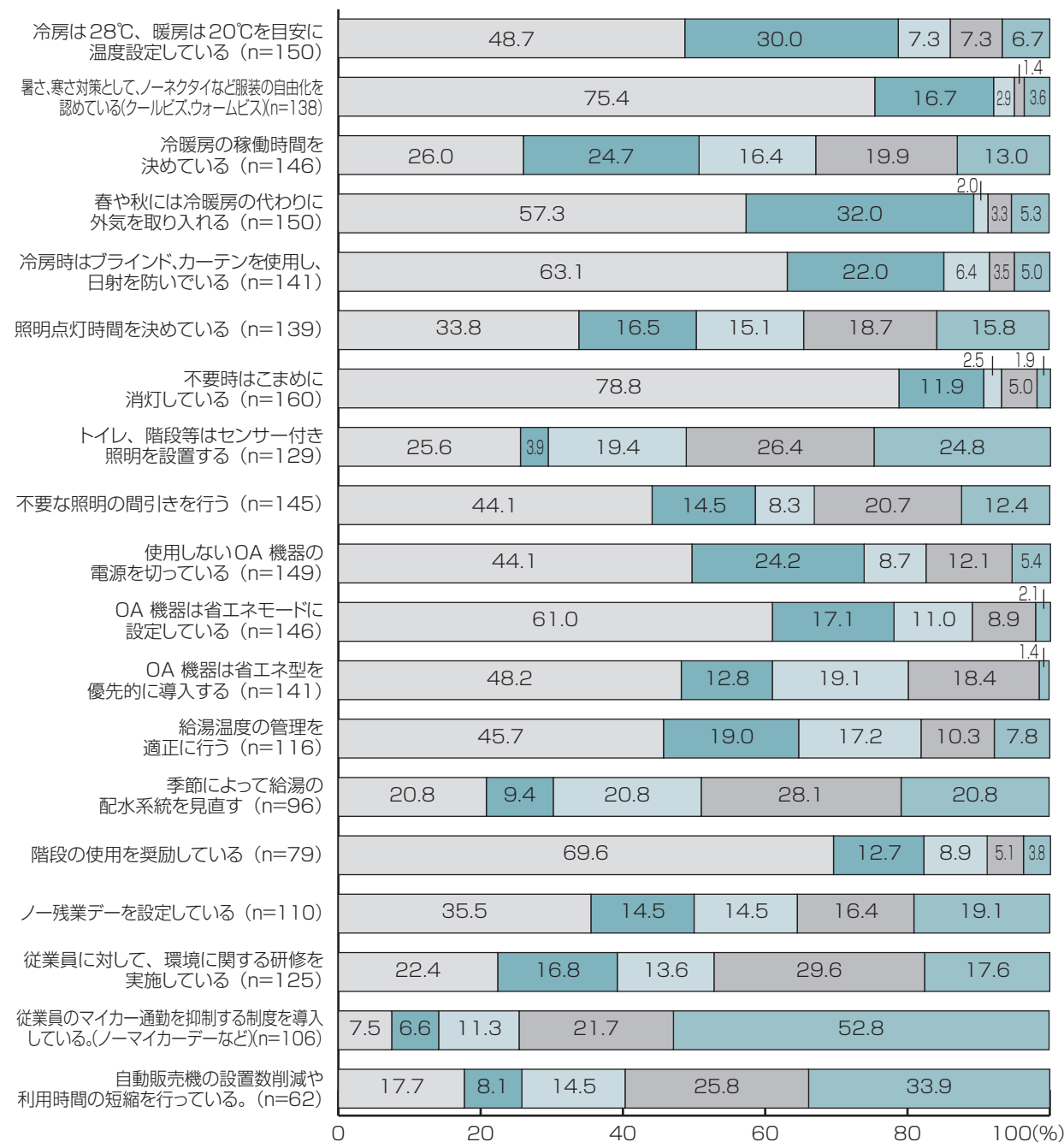
環境目標や取組の実績を評価して、次年度以降の環境目標をどのように立て、どのように取組を行うべきか検討し、改善点を明確にします。



地球温暖化に対する意識・省エネルギー行動についてのアンケート結果（抜粋）②

事業者アンケートの集計結果（抜粋）

日頃の事業活動の中で地球温暖化防止のために配慮している取組はありますか。



■常に実行している ■時々実行している ■今後実行したい ■今後考えたい ■今後も実行しない

日頃の事業活動の中で、環境に配慮した取組は『事業者全体で容易に取り組めるもの』が多くなっています。

もう取り組んでいるかな？
まだ取り組んでいないものがあれば工夫して取り組んでみませんか。



3

省エネルギー対策

3-1 照明設備



- ☑人がいない部屋の照明が点いたままになっていませんか？
- ☑部屋が必要以上に明るすぎませんか？
- ☑蛍光灯器具は省エネ型ですか？白熱灯を使用していませんか？



- 始業時間前や昼休みは消灯しましょう。
- 会議室・倉庫・給湯室などは、使用していないときは消灯しましょう。
- 最終退社する人は消灯を確認しましょう。
- 照明器具・ランプは定期的に掃除しましょう。
- 従来型の蛍光灯を使用している場合は、使用場所や用途に応じた高効率型照明（Hf型蛍光灯（インバータ型高効率器具）やLED照明）に更新しましょう。
- （部屋の明るさが十分に確保できるのであれば、）照明の間引きを行いましょう。

取組の進め方

■はじめに組織内で消灯の取組を決め、決めたルールを従業員に周知しましょう。

■照明スイッチの横に、消灯を促進する掲示や消灯ルールの掲示を行いましょう。

■照明スイッチに点灯箇所を表示しましょう。

【消灯ルール】

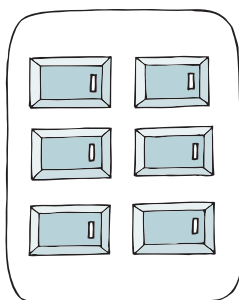
こまめな消灯に心がけましょう。

- ・ 始業時間前は消灯する。
- ・ 昼休みは消灯する。
- ・ 会議室、倉庫、給湯室は使用していないときは消灯する。



照明スイッチの横に消灯のルールを掲示したり、朝礼や社内会議、社内回覧で周知することで、全従業員に周知徹底しましょう。従業員の節電意識が高まります。

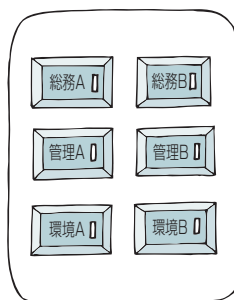
表示なし



どこのスイッチなのかわからない！



表示あり



表示があることで、違った場所のスイッチを入れたり、切ったりすることがなくなります。

■部屋の明るさを確認しましょう。

窓際などで十分な明るさがあると感じたら一度照明を落とし、作業に支障がないか確認してみましょう（可能であれば、照度計により室内の明るさを測定してみましょう）。

主な作業領域・活動領域の照度範囲（抜粋）

JIS Z9110（照明基準総則）		単位:lx
領域、作業又は活動の種類	推奨照度	照度範囲
事務室・設計、製図・玄関ホール（昼間）	750	500～1000
会議室・集会室・キーボード操作、計算	500	300～750
電子計算機室	500	300～750
受付・集中監視室、制御室 宿直室	500	300～750
食堂	300	200～500
書庫・更衣室・便所、洗面所	200	150～300
電気室、機械室、電気・機械室などの配電盤及び計器盤	200	150～300
階段	150	100～200
倉庫	100	75～150
廊下、エレベータ・玄関ホール（夜間）、玄関（車寄せ）	100	75～150

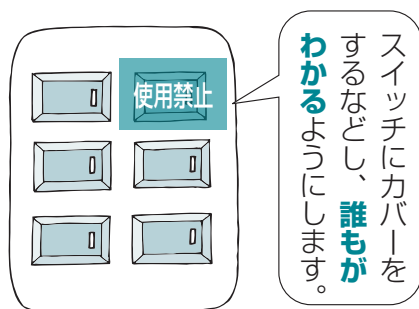
※作業内容や状況に配慮しながら照度の範囲内で調整しましょう。

労働安全衛生規則 第604条（抜粋）

作業の区分	基準
精密な作業	300ルクス以上
普通の作業	150ルクス以上
粗な作業	70ルクス以上

出典：経済産業省

■就業中も消灯可能な範囲（窓際など）を検討し、照明スイッチに表示しましょう。



■照明の間引きを行う場合は、実施前に必ず使用中の蛍光灯器具の製品形式を確認し、問題がないか検討しましょう。

注意

- 必ず消灯して間引き作業を実施しましょう。
- 2灯用の蛍光灯器具の場合は、照明器具の安全上2本セットで取外しましょう。
※間引きは安定器によっては電力が無駄に消費されたり、点灯時よりも多い電流が流れたりする場合もあり、注意が必要です。故障する可能性もあります。
- 照明器具の中には、安全性の問題からランプの取外しに不向きなものがあるためにメーカーに確認しましょう。
- 非常用照明器具については、取り外すことができませんので確認しましょう。
※非常用照明器具は事故等の停電時に一時的に点灯し、避難者の視界を確保するものです。
- 取外し後、照度を測定し、照度のバランスを確認しましょう。

3-2 空調設備



- ☑事務室等の室温は何度になっていますか？
- ☑温度計を設置していますか？



- 夏期は28℃、冬期は20℃を目安に室内の温度管理をしましょう。
- 室内の温度ムラを解消するために、サーキュレータや扇風機を活用しましょう。
- ブラインド等を活用し、窓から入る日射を遮蔽、熱が逃げるのを防ぎましょう。
- フィルターや室外機のフィン定期的に掃除しましょう。

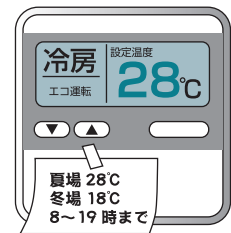
取組の進め方

■事務室の室温管理についてルールを決めましょう。

空調の設定温度等のルールがなく、体感により温度調整が行われている場合があります。

■温度計を設置し、室温管理を行いましょ。

暑さ寒さの体感温度は個人差があるため、室内温度計を設置し、室温の適切な管理を行いましょ。



■室温管理や運転時間についてルール化し、決めた内容を空調機のスイッチに表示し、従業員全員に周知しましょ。

■冷房時にブラインドを使用するときは、窓の外が少し見られる程度で使用しましょ。

ブラインドの角度を45°ぐらいで使用すれば、部屋を明るく保ちながら、外部からの輻射熱を遮ることができます。

スラット 45°



■サーキュレータや扇風機は、時期に合わせて使い方を工夫しましょ。

夏期

部屋の中の温度ムラ（一部の場所では暑く、一部では寒いなど）を緩和するため、サーキュレータ（扇風機）の風向きを水平にしましょ。従業員に不快感を与えない程度に、風があたるよう風量を調整しましょ。

冬期

室内の暖気は天井部に、冷気は床付近にたまりやすくなり、暖房効果が薄れるため、サーキュレータ（扇風機）を上向きにし、室内の空気を循環させましょ。

3-3 OA機器



- ☑長時間、席を離れるときもパソコンをつけたままにいませんか？
- ☑就業後など使用していない時は、OA機器のプラグをコンセントから抜いていますか？



- 業務終了時などのOA機器を使用しないときには電源を切りましょう。
- 個人用パソコン等は、外出や離席（概ね2時間以上）は電源を切るようにしましょう。
- OA機器の省エネモード設定をしましょう。

取組の進め方

■ OA機器の待機電力について調べてみましょう。

OA機器は使用していなくても、主電源が入ったままになっていると、電気が消費されています。コンセントにプラグを差し込んでいるだけで待機電力が使われています。

■ 電源を切ることができる機器は、業務終了後にコンセントからプラグを抜くか、スイッチ付きタップを活用しましょう。



プラグにどのOA機器のものを表示をすることで、誤った機器の電源を切ってしまうことがなくなります。

■ 事業所にあったパソコンの省エネの取組を決め、従業員に周知しましょう。

例

- パソコンの省エネを徹底しましょう
- ・長期離席時（概ね2時間以上）電源OFFの徹底
- ・昼休み、短期離席時のスリープモード活用の徹底

パソコンのシャットダウンとスリープの消費電力比較

パソコンをシャットダウンして電源をオフにすれば、電力はほとんど消費しませんが、シャットダウンしたり、再起動したりするときには、やや大きな電力消費がかかります。

スリープ（スタンバイ）は、パソコンが一時停止しているだけです。素早く復帰できるという利点があり、「スリープ/スリープからの復帰」にかかる電力は、「シャットダウン/再起動」にかかる電力よりもわずかです。

パソコンを使わない時間が1時間45分以内なら、シャットダウンよりも、スリープのほうが消費電力が少なくなります。

	シャットダウンとスリープで 使用電力が等しくなる時間
Windows Vista デスクトップ	約1時間20分
Windows 7 デスクトップ	約1時間40分
Windows XP ノート	約40分
Windows Vista ノート	約1時間30分
Windows 7 ノート	約1時間50分

出典：日本マイクロソフト株式会社 Windowsパソコンを節電して使う術

3-4 デマンド監視



☑事業所の契約電力と最大需要電力について確認していますか？

高圧受電500kW未満の契約では、各月の契約電力は、その月の最大需要電力と過去11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値となります。

ある月に1回でも大きな最大需要電力を発生させると、以後1年間はこの最大需要電力に基づいて、基本料金を支払うこととなります。

※最大需要電力は、「30分単位で使用した平均電力」のうち、月間で最も大きい値をいいます。

参考

毎月の電気料金は「基本料金」と「電力量料金」で構成されています。

契約電力は、「基本料金」の算定基礎となるもので、契約の種類によって決め方が異なります。

●低圧受電

使用する電気製品から計算される契約容量などに基づき契約電力が決められます。

低圧受電には、最大需要電力の計量はありません。

●高圧受電（500kW以上）

電力会社との協議により契約電力が決められます。

契約電力に余裕を見すぎると過大な基本料金を支払うこととなります。適切な契約電力の設定と超過しないように日常の監視が必要です。



●空調機など起動時の電力使用の多い器機が複数台ある場合は、同時起動をしないようにしましょう。

●デマンド監視装置を活用しましょう。

取組の進め方

■デマンド監視装置の設置を検討しましょう。電力抑制のための対策がとりやすくなります。

■空調機の運転始動の見直しをしましょう。

始業時間に空調の運転を一齐に開始したり、急速に冷やしたり暖めたりすると、一気に使用電力が上がります。空調始動時のルールを設定することで、急激な電力上昇を抑制できます。

一般的なデマンド監視装置の基本機能

- ・最大需要電力（デマンド）や電力使用量のデータ管理ができます。
- ・常にデマンド予測を行い、契約電力を超えることが予測される場合に、警報（ブザー・パトライト）で知らせてくれます。
- ・デマンド超過の警報と同時にあらかじめ設定した機器（空調機など）を自動的に停止させる制御機能を兼ね備えたものもあります。

3-5 自動車



- ☑車を運転するときに、エコドライブを心がけていますか？
- ☑車の燃費を把握していますか？



- エコドライブに取り組みましょう。

エコドライブ10のすすめ

①ふんわりアクセル「eスタート」

発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう。最初の5秒で、時速20km程度が目安です。

②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。

③減速時は早めにアクセルを離そう

信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンプレーキを活用しましょう。

④エアコンの使用は適切に

車のエアコン（A/C）は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。

⑤ムダなアイドリングはやめよう

待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際は、アイドリングはやめましょう。

⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

出かける前に、道路交通情報やルートをあらかじめ確認し、時間に余裕をもって出発しましょう。

⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。

⑧不要な荷物はおろそう

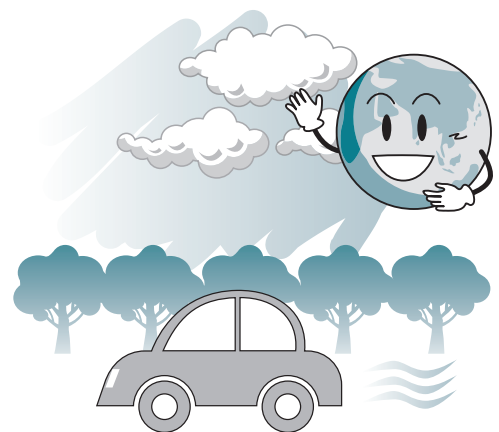
運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。

⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう

迷惑駐車はやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。

⑩自分の燃費を把握しよう

車の燃費を把握することを習慣にしましょう。燃費を把握するとエコドライブ効果が実感できます。



出典 エコドライブ推進協議会

取組の進め方

■自動車のダッシュボードやハンドル、自動車のキーを保管する場所など自動車に乗る時に必ず見るところにエコドライブに関するステッカー等を貼るなどし、従業員がエコドライブについて常に意識できるようにしましょう。

■車の燃費を把握しましょう。

簡単に燃費を把握するには、燃料の給油は「満タン給油」にしましょう。

給油ごとの燃費は、燃料満タンの状態から計測がスタートし、次回満タン給油時に入った量とその間の走行で消費した量として見なすことができるため、燃費データを得ることができます。

$$\text{燃費} = \text{走行距離} \div \text{給油量 (満タン給油量)}$$

月 日	総走行距離 km	走行距離 km	給油量 L	燃費 km/L
	①			
	②	③ = ① - ②	④	③ / ④

※インターネットで検索すると燃費管理ができるウェブサイトもあります。

4

廃棄物の削減・リサイクルの推進

4-1 廃棄物（一般廃棄物）の削減



- ☑ どういう事業活動や部門から、どんな廃棄物を排出しているか確認していますか？
事業所からでるごみには、古紙など貴重な資源になるものが大半を占めています。



- 会議資料等の両面コピーを徹底しましょう。
- ミスコピーを減らすため、コピー機使用後は必ずリセットをしましょう。
- パソコンで入力した文書を打ち出す際には「プレビュー画面」で確認してから印刷しましょう。
- ミスコピーの裏面活用をしましょう（※ただし、情報漏洩等の注意が必要です）。
- 文具類等は最後まで大切に使いきりましょう。
- 詰め替え製品を使用しましょう。
- 商品の納入は何度も使える通い箱で行いましょう。
取引先から商品を納入してもらう際に多量の梱包材と一緒に持ち込まれていることがあります。取引先と相談して専用の通い箱での納入に変更しましょう。
- 紙コップ等の使い捨て製品の使用をやめ、マイコップを使いましょう。

取組の進め方

- 事業所から出る廃棄物の種類と排出量を把握しましょう。
- 廃棄物管理責任者や検討組織を設置し、削減するための全社的なルールづくりを行いましょう。
- 従業員に積極的に「廃棄物の削減・分別」の啓発を行い、廃棄物の発生抑制に取り組みましょう。
廃棄物を効果的に減らすためには、従業員一人一人が「ごみを減らそう」という意識を持ち、行動することが大切です。



産業廃棄物の適正な処理について

産業廃棄物とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められており、工場や事業場の事業活動（物の製造、加工又は販売等）に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥、木くず、がれき類等20種類あります。産業廃棄物は、「保管基準」「収集、運搬及び処分」の基準」等が規定され、排出事業者はこの遵守が義務づけられています。詳しくは、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ】 徳島県県民環境部環境指導課 TEL 621-2278

4-2 リサイクルの推進



☑ 廃棄物でリサイクルできるものはありますか？

ごみの中には、資源として再利用できるものがたくさんあります。限りある資源を大切に使い、かけがえのない環境を守るためにリサイクルを推進しましょう。



● 「燃やせるごみ」・「リサイクルできる紙類」・「缶・びん・ペットボトル」の分別を徹底しましょう。

● 紙類のリサイクルをしましょう。

事業所から排出されるごみのうち、大きな割合を占めているのが、コピー用紙や納入時に使用される段ボール等の紙ごみです。少量であっても、古紙は貴重な資源です。

● 生ごみのリサイクルをしましょう。

飲食店などでもっとも多いごみは、生ごみです。生ごみを減量・リサイクルすることにより、ごみ処理費用を減らすことができます。

食品リサイクル法 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」

食品リサイクル法は、環境を守るために食品メーカーや、小売店、レストランなどができるだけ食品廃棄物を出さないように努力すること、出してしまった食品廃棄物は飼料や肥料等にリサイクルして、循環型社会を目指そうという法律です。

【問い合わせ】 中国四国農政局徳島地域センター 食品産業担当 TEL 622-6133
農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/>

取組の進め方

■ 現在、廃棄物がどのように処理されているか確認し、リサイクルできるものがないかどうか再検討しましょう。

例

ごみの種類	現在の処理状況	検討する処理
紙類	燃やせるごみ	リサイクル
食品残さ	燃やせるごみ	リサイクル

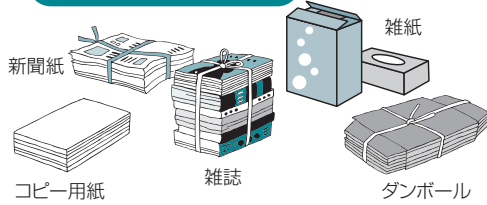
■ リサイクルを推進するため、回収ボックスを設置しましょう。



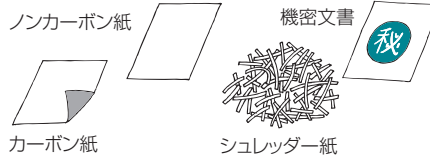
4-3 紙のリサイクル

分別する

リサイクルできる紙

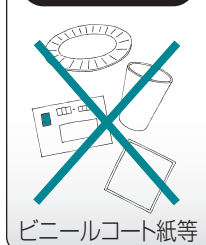


※事前に古紙業者に相談してください。



禁忌品は取り除いてください(クリップ、ファイルの金具、シール、粘着テープ 等)

リサイクルできない紙



許可業者又は古紙業者に収集を依頼

回収方法、回収日時、回収量、回収場所などを確認してください。

古紙業者に自ら搬入

燃やせるごみ

回収方法の周知徹底

回覧文書やポスターを利用し、分別方法や禁忌品について、従業員に周知をしてください。

事業系一般廃棄物の正しい処理と減量・リサイクルについては、
徳島市市民環境部市民環境政策課
(TEL621-5217) へお問い合わせください。

http://www.city.tokushima.tokushima.jp/siminkankyo_seisaku/gaiyo01.html

古紙の回収

業者に回収してもらってください

しっかり分別しましょう

紙製品にはリサイクルに適さない「禁忌品」と呼ばれるものがあります。これらが古紙に混ざっていると、リサイクル工場では品質の低下や機械の故障の原因になります。

一般的な禁忌品の例

紙 類	紙類以外
<ul style="list-style-type: none"> 粘着物の付いた封筒 防水加工された紙 写真 裏カーボン紙、ノーカーボン紙 複合素材の紙(ビニールコーティングされた紙など) においの付いた紙 	<ul style="list-style-type: none"> 粘着テープ ファイルの金具 金属クリップ類 雑誌等の付録のDVD クリアファイル 布、革製のブックカバー
<ul style="list-style-type: none"> 圧着はがき 感熱性発泡紙 金、銀などが箔押しされた紙 感熱紙 捺染紙 	<ul style="list-style-type: none"> 輪ゴム 綴じ紐 フィルム類 セロハン プラスチック製品
<ul style="list-style-type: none"> 合成紙 感熱紙 捺染紙 	

5

節水の取組

5 節水の取組



- ☑手を洗うときや洗車のときなど、水を出しっぱなしにしていますか？
- ☑漏水の点検をしたことがありますか？

「いつも地面がぬれている」「壁がぬれている」「水を使っていないのに、貯水槽のポンプのモータがたびたび動いている」などがあつたら、漏水しているかもしれません。



- 雨水の貯留タンクや雨水利用施設の設置等により、雨水利用を行いましょう。
- 節水型の水洗トイレの導入を検討しましょう。
- トイレに「擬音装置」の設置を検討しましょう。
- 水道配管からの漏水を定期的に点検しましょう。

取組の進め方

■雨水利用を始めましょう。

雨水貯留タンク等で貯めた水は、植木の水やりや庭の水まきに利用でき、夏場はコンクリート部に散水することで、ヒートアイランド現象の緩和につながります。また、火事や地震など災害時には消火用やトイレの水などの生活用水ともなります。

■漏水の点検をしましょう。

水道の使用量が前回に比べて、急に増えたようなときは、地下や床下など見えないところで水が漏れていることがあります。



漏水の点検方法

- ①家中の蛇口を全部しめます。
- ②水道メーターにあるパイロットを見ます。
- ③もしパイロットが少しでも回っていたら、どこかで水が漏れているので、すぐに徳島市水道局指定給水装置工事業者へ修理を申し込んでください。

パイロット

水道メーター



6

グリーン購入の推進

6 グリーン購入の推進



☑物品を購入する前に、本当に必要なものか考えていますか？

購入しようとするものが、本当に必要か、今使っているものがまだ使えないか、購入する場合には購入する量を減らすことができないか考えます。

☑物品を購入するときに、「環境を考えて作られたもの」「長く使えるもの」「使い終わったときにごみが少なくなるもの」を選んでいますか？

商品の製造から、流通、使用、廃棄、リサイクルまで、商品のライフサイクル全体で地球環境を考えた取組がなされている環境に配慮した商品を選びます。



●購入する前に、必要なものが十分に考えましょう。

●購入するときは、資源採取から廃棄までの製品ライフサイクル全体で環境に配慮して作られたものを選びましょう。

●環境負荷の低減に努める事業者から製品やサービスを優先して購入しましょう。

●環境負荷の少ない製品等を選ぶために、環境ラベルやデータ集などを上手に活用しましょう。

取組の進め方

■商品カタログやインターネットから情報を得たり、環境ラベルを上手に活用して、できるだけ環境負荷の少ない製品等を選びましょう。

【環境省】グリーン購入法特定調達物品情報提供システム

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/index.html>

【環境省】環境ラベル等データベース

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/>

【グリーン購入ネットワーク】GPN エコ商品ねっと

<http://www.gpn.jp/>

グリーン購入とは

物品を調達する際に、まず必要かどうかを考えて、必要な時は品質や価格だけでなく環境のことを考えて、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを選ぶことです。

グリーン購入において参考となる主な環境ラベル



エコマーク

(公財)日本環境協会が認定するマークで、「資源採取」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく環境保全に役立つと認められた商品に付けられている。



国際エネルギー

パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマーク。日本、米国のほか、EU等9か国・地域が協力して実施している国際的な制度。経済産業省が運営。



省エネラベル制度

省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示することができる。経済産業省が運営。



統一省エネラベル

省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示している。経済産業省が運営。



PETボトルリサイクル推奨マーク

使用済みPETボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマーク。PETボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体であるPETボトル協議会が運営する制度。

グリーン購入法 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」

国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています。また、国等の各機関の取組に関するもののほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めています。



グリーン購入ネットワーク (GPN)

グリーン購入ネットワークは、1996年に企業、行政機関、民間団体等でグリーン購入を促進するために設立されたネットワークです。グリーン購入に適した商品・資材などについて、データベース『エコ商品ねっと』で検索することができます。

紙 類・文具類

オフィス家具

OA器機



エコマーク



エコマーク



国際エネルギー
スタープログラム
(エネスタ)



エコマーク



JOIFAグリーンマーク



省エネラベリング制度

家電製品

照 明

制 服・作業着



統一省エネラベル



省エネラベリング制度



統一省エネラベル



省エネラベリング制度



エコマーク



エコマーク



PET ボトルリサイ
クル推奨マーク

自動車等



自動車の燃費性能の評価及び公表



低排出ガス車認定



低燃費タイヤ統一マーク

7

環境マネジメントシステム

7-1 環境マネジメントシステムとは

事業活動の中で、事業者が自主的かつ積極的に環境保全の取組を進めていくために利用できる有効なツールに「環境マネジメントシステム」があります。

環境マネジメントシステムには、環境省が策定した「エコアクション21」や、国際規格の「ISO14001」があります。その他にも「エコステージ」、「KES」、地方自治体等が策定したものがあります。

環境マネジメントシステムとは

事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を実施するにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認及び評価し、改善していくことを「環境マネジメント」といい、このための体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS – Environmental Management System) といいます。

7-2 エコアクション21

エコアクション21は、中小事業者等が容易に取り組めるよう環境省が策定した環境マネジメントシステムです。エコアクション21に取り組むことにより、中小事業者でも自主的・積極的な環境に配慮した取組が展開でき、かつ、その取組結果を「環境活動レポート」として取りまとめて公表できるように工夫されています。

エコアクション21の3つの特徴

1. 中小事業者が取り組みやすい環境経営システム

「環境への負荷の自己チェックシート」、「環境への取組の自己チェックシート」が準備されているので、自社の「環境負荷の把握」や「環境への取組として実施すべき項目の選定」が効率的にできます。

2. 環境パフォーマンスの向上

エコアクション21に取り組むことで、環境負荷（二酸化炭素排出量・廃棄物排出量・総排水量等）を把握し、環境への取組を適正に実施することができます。

必須とされる環境への取組（環境目標とすべきもの）

- ①二酸化炭素排出量の削減（省エネルギー）
- ②廃棄物の削減・リサイクル
- ③節水
- ④化学物質の使用量削減
- ⑤グリーン購入
- ⑥製品・サービスに関する環境配慮

3. 環境報告（環境コミュニケーション）の公表


事業者が環境への取組状況等を公表する環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境への取組を推進し、さらには社会からの信頼を得ていくために必要不可欠の要素となっています。エコアクション21では、環境活動レポートの公表を必須要件としています。

「エコアクション21ガイドライン」に基づき、環境への取組を行う事業者を審査し、認証・登録する制度が、エコアクション21認証・登録制度です。

エコアクション21認証・登録制度では、事業者の環境への取組を推進し、その取組をよりよいものとしていくため、事業者の取組を適切に評価して必要な指導・助言を行います。そして、適切な取組を行っている事業者に対し、第三者がガイドラインに適合していることを認めることにより、社会的な評価や信用を得られるような仕組みとなっています。

エコアクション21を取得していることで優遇等が受けられるもの

制度の名称	制度の目的・概要等	エコアクション21認証登録していることによる優遇等内容
優良産廃処理業者認定制度	<p>通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度。</p> <p>優良産廃処理業者認定を受けるための基準の一つである「環境配慮への取組」として、ISO14001やエコアクション21等の認証を取得することが要件となっている。</p>	<p>認定された産廃処理業者は、通常の5年間よりも長い7年間、産廃処理業の許可が有効となったり、更新の際に必要な書類が簡素化されるほか、排出事業者に対して自身が優良な産廃処理業者であることをアピールできるなどのメリットがある。</p>
徳島県産廃処理業者認定制度	<p>徳島県独自の制度で、優良な処理業者による産業廃棄物の処理を促進し、不法投棄、不適正処理を未然に防止する。</p> <p>第三区分（最も高いランク）の認定は、ISO14001またはエコアクション21の認証取得が要件の1つになっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2区分及び第3区分の認定業者を、県庁及び県の出先機関等が排出する産業廃棄物の優先的処理委託の委託先の対象とする。 ・産業廃棄物処理業に使用する車に徳島県のイメージキャラクターである「すだちくん」を使用した認定マークを表示できる。 <div data-bbox="1101 1668 1356 1769" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">第3区分認定マーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低利融資制度において、第3区分の認定業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者育成資金貸付金」の対象者となる。

制度の名称	制度の目的・概要等	エコアクション21 認証登録していることによる優遇等内容
徳島県が発注する建設工事入札（総合評価落札方式）	公共工事の品質確保の促進を図るため、徳島県が発注する工事における建設企業の技術力等と入札価格等を総合的に評価する。	徳島県の総合評価落札方式の評価基準において、評価項目である企業の施工能力としてISO14001またはエコアクション21の認証取得は加点がある。評価基準が5点加算。
「食品リサイクル優良事業者」として認証・登録	エコアクション21では、財団法人食品産業センターと協力して、食品リサイクル法に基づき、食品リサイクルに積極的に取り組んでいる食品関連事業者を適正に評価するための「エコアクション21食品関連事業者認証・登録制度」を運用している。本制度は、環境省・農林水産省が策定した「エコアクション21食品関連事業者向けガイドライン」に適合していると認められた食品関連事業者を、食品リサイクルと環境への取組を行っている「食品リサイクル優良事業者」として認証・登録するもの。	<p>認証・登録された事業者は、パンフレットやカタログ、名刺などに「食品リサイクル優良事業者」の赤文字をエコアクション21のロゴマーク上部に入れて使用することができる。</p> <p>食品リサイクル優良事業者</p>  <p>エコアクション21</p>

金融機関等によるエコアクション21関連融資

金融機関等	商品名	ホームページ
阿波銀行	あわぎんエコ・ローン	http://www.awabank.co.jp/houjin/2412_1677.html
伊予銀行	いよぎん環境クリーン資金	http://www.iyobank.co.jp/corpration/sikin_cyoutatsu/iso.html
三菱東京UFJ銀行	「融活力」エコアクション	http://www.bk.mufg.jp/houjin/chusho/info/060609.html
日本生命保険相互会社	「環境配慮型」金利優遇サービス	http://www.nissay.co.jp/hojin/shikin/yushikinri.html
徳島県環境首都課 (阿波銀行、徳島銀行、四国銀行、香川銀行、徳島信用金庫、阿南信用金庫、商工組合中央金庫)	自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付制度	http://www.pref.tokushima.jp/docs/2010112200159/

掲載している情報は、平成26年3月現在のもので、実際に支援を受けようとするときは、各問い合わせ先にご確認ください。

8

国等の各種支援制度

8 国等の各種支援制度

省エネ診断

無料省エネ診断	
対 象	年間エネルギー使用量（原油換算値）が、100kL以上で1,500kL未満の工場・ビル等
概 要	電力だけではなく、燃料や熱など「エネルギー全般」について幅広く診断するサービス 専門家が現地診断を行った後、省エネの取組について、診断報告書に基づきアドバイス
実施機関 問い合わせ先	一般財団法人 省エネルギーセンター TEL:03-5543-3013 FAX:03-5543-3887 http://www.shindan-net.jp/

無料節電診断	
対 象	契約電力50kW以上の高圧電力または特別高圧電力契約者の工場・ビル等の施設
概 要	職場や工場のピーク電力削減など「節電行動をサポートする」診断サービス
実施機関 問い合わせ先	一般財団法人 省エネルギーセンター TEL:03-5543-3013 FAX:03-5543-3887 http://www.shindan-net.jp/

省エネ・再エネ導入補助金

エネルギー使用合理化事業者支援事業（小規模事業者実証分）	
対 象	省エネルギーの推進に取り組む小規模事業者 ◆商業・サービス業 従業員5人以下 ◆製造業等その他の業種 従業員20人以下
概 要	トップランナー基準を達成している業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵庫及び業務用冷凍庫（ただし、2003年以前に製造された機器の設備更新に限る）の購入費や設置費の補助 補助額は、補助対象設備に関する購入費と設置工事費の合計の1/3以内 補助対象経費の上限は150万円とし、それを超えるものについては一律50万円までの補助
実施機関 問い合わせ先	中小企業庁 創業・技術課 TEL:03-3501-1816

エネルギー使用合理化事業者支援補助金	
対 象	全業種、事業活動を営んでいる法人及び個人事業主
概 要	工場・事業場における高効率設備への入替や製造プロセスの改善等の既存設備の省エネ改修により省エネ化を行う際に必要となる費用を補助 事業者が計画した省エネルギーに係る取組のうち、「技術の先端性」、「省エネ効果」及び「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いと認められる設備更新を支援 補助率 【省エネ設備導入支援】① 単独事業 1/3以内 ② 連携事業 1/2以内
実施機関 問い合わせ先	資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 TEL 03-3501-9726

エコリース促進事業	
対 象	個人事業主、中小企業又は中堅企業、家庭（個人）
概 要	リースにより低炭素機器を導入した場合に、リース料総額の3%又は5%をリース事業者に対して助成 高効率ボイラー、高効率冷凍冷蔵庫、ハイブリッド建機、太陽光パネル等
実施機関 問い合わせ先	環境省総合環境政策局環境経済課 (参考) 平成25年度 一般社団法人 ESCO 推進協議会エコリース促進事業部 TEL 03-5212-1606

再生可能エネルギー発電システム等事業者導入促進対策事業	
対 象	民間事業者
概 要	「固定価格買取制度」において設備認定を受けない、蓄電池を含めた自家消費向けの再生可能エネルギー発電システムの導入を行う民間事業者に対して補助 補助率 1/3以内 再生可能エネルギーの内訳 ・太陽光発電・風力発電・バイオマス発電・小水力発電・地熱発電 等
実施機関 問い合わせ先	資源エネルギー庁 新エネルギー対策課 TEL 03-3501-4031 (参考) 平成25年度 一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会 TEL 03-5979-7788 http://www.nepc.or.jp/dokuritsu/index.html

再生可能エネルギー熱事業者対策事業	
対 象	民間事業者
概 要	民間事業者による熱利用設備導入に対して補助 補助率：1/3以内 再生可能エネルギー熱利用の内訳 ・太陽熱利用・地中熱利用・温度差エネルギー利用・バイオマス熱利用 ・雪氷熱利用・バイオマス燃料製造
実施機関 問い合わせ先	資源エネルギー庁 新エネルギー対策課 TEL 03-3501-4031 (参考) 平成25年度 一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会 TEL 03-5979-7788 http://www.nepc.or.jp/

省エネ型自然冷媒機器等普及促進事業	
対 象	省エネ自然冷媒の冷凍冷蔵倉庫及びショーケースを導入しようとする民間団体
概 要	先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器の導入に対しての補助 冷凍冷蔵倉庫及び小売店舗のショーケース 補助率：機器の導入に必要な事業費の1/3～1/2 を補助
実施機関 問い合わせ先	環境省地球環境局地球温暖化対策課 フロン等対策推進室 TEL 03-3581-3351 (内線6753)

その他（総合的な情報サイト）

環境省	地方公共団体・事業者向け支援事業
	http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html

経済産業省 資源エネルギー庁	事業者向け省エネ情報
	http://www.enecho.meti.go.jp/policy/enterprise/index.html

掲載している情報は、平成26年3月現在のものでありますので、実際に支援を受けようとするときは、各問い合わせ先にご確認ください。

9

付 録 環境負荷チェックシート

9-1 毎月のエネルギーの使用量をチェックしましょう

事業活動で使用している電気や燃料使用量を把握し、使用量の削減が可能な検討しましょう。

平成 年度

項目	単位	各月の使用量												1年間の 使用量 合計			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
購入電力	kWh																
灯油	L																
A重油	L																
都市ガス	Nm ³																
液化石油ガス(LPG)	kg																
ガソリン	L																
軽油	L																

コピーして使ってください

9-2 事業活動に伴い排出されるCO₂を把握しましょう

9-1で把握した「エネルギーの使用量」から事業活動に伴い排出された二酸化炭素（温室効果ガス）量を算定してみましょう。

平成 年度

項目	単位	使用量 (A)	排出係数 (B)	単位発熱量 (C)	CO ₂ 排出量 kg-CO ₂ D=(A)×(B)×(C)
購入電力	kWh		0.700 kg-CO ₂ /kWh		
灯油	L		0.0679 kg-CO ₂ /MJ	36.7MJ/L	
A重油	L		0.0693 kg-CO ₂ /MJ	39.1MJ/L	
都市ガス	Nm ³		0.0513 kg-CO ₂ /MJ	41.1MJ/Nm ³	
液化石油ガス(LPG)	kg		0.0598 kg-CO ₂ /MJ	50.2MJ/kg	
ガソリン	L		0.0671 kg-CO ₂ /MJ	34.6MJ/L	
軽油	L		0.0687 kg-CO ₂ /MJ	38.2MJ/L	
二酸化炭素排出量合計					

コピーして使ってください

(注1)

購入電力の排出係数については、国が公表する電気事業者毎の実排出係数を用いて算定します。毎年、新たな排出係数を用いるのではなく、一定期間、固めて経年比較ができるようにします。

平成25年度

四国電力実排出係数

0.700kg-CO₂/kWh

(注2)

液化石油ガス(LPG)の使用量を「m³」として把握している場合は、

1 m³=2.07kg

として「kg」に換算してください。

(注3)

左記以外のエネルギーの使用がある場合は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」を参考にしてください。

環境省ホームページ

<http://ghg-santei.kohyo.env.go.jp/calcul>

9-3 廃棄物の量を把握しましょう

平成 年度	単位：Kg			
項目	リサイクル量	廃棄物量 (焼却)	最終処分量 (埋立)	合計
段ボール				
コピー用紙				
新聞				
その他の紙				
燃やせるごみ				
燃やせないごみ				
缶・びん・				
ペットボトル				
一般廃棄物合計				
廃プラ				
廃油				
金属くず				
がれき類				
産業廃棄物合計				
合計				

9-4 水使用量を把握しましょう

平成 年度	単位：m ³	
項目	使用量	
上水		
工業用水		
地下水		
雨水		
水使用量合計		

9-5 グリーン購入調達状況を把握しましょう

平成 年度	品名	購入量		グリーン購入率 ②/①×100%
		①	環境配慮型商品の量 ②	

コピーして使ってください

事業所の 環境活動推進 ガイドブック

平成26年3月

徳島市 市民環境部 環境保全課

TEL 088-621-5213 FAX 088-621-5210

本冊子は、平成26年3月までの情報をもとに作成しています